

知多市公告第 30 号

知多市農業委員会の委員の募集等に当たり、次のように要領を定めたので、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 7 条第 3 項及び知多市農業委員会の委員選任に関する要綱（平成 28 年知多市告示第 9 号）第 6 条に基づき、これを公表する。

令和 7 年 4 月 1 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市農業委員会の委員の募集等要領

（別紙のとおり）

## 知多市農業委員会委員募集要領（欠員補充）

知多市農業委員会委員（以下「農業委員」という。）の欠員補充のため、農業委員候補者の推薦及び応募の受付を次のとおり行います。

受付期間終了後、候補者を選考し、議会の同意を得た後に市長が農業委員として任命します。

### 1 募集人数

1人

### 2 任期

任命の日から令和8年7月19日まで

### 3 身分

知多市の特別職の非常勤職員

### 4 報酬

知多市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定する報酬を支給します。

### 5 職務内容

- ・農地法等に基づく農業委員会の権限に属する農地転用等の許認可業務
- ・農地利用状況調査（農地パトロール）、農地利用意向調査、地域の話し合いへの参加等を通じ、農業を担う者への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消等農地利用の最適化を推進する業務
- ・その他農業委員会の所掌に属する業務

### 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者を除きます。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 7 推薦及び応募に係る手続等

次の(1)の様式に必要事項を記入のうえ、(2)の添付書類を添えて、後掲10の書類の提出先に持参又は郵送により提出してください。

#### (1) 推薦及び応募様式

個人が推薦する場合は、第1号様式（農業委員用）

組織が推薦する場合は、第2号様式（農業委員用）

応募する場合は、第3号様式（農業委員用）

(2) 添付書類

ア 被推薦者又は応募者の住民票（本籍地の記載のある発行後3か月以内のもの）

ただし、被推薦者又は応募者の住所が知多市にある場合は、住民票の添付を省略することができます。

イ 宣誓書（所定様式）

(3) 様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

知多市役所内 環境経済部農業振興課

知多市のホームページ << <https://www.city.chita.lg.jp> >>

8 受付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月30日（水）まで

※持参の場合、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで。

※郵送の場合、期間内必着。

※メール及びFAXは不可。

9 選考方法

被推薦者若しくは応募者が募集人数を超えた場合又は市長が必要と認める場合には、委員候補者選考委員会を開催し、候補者を選考します。（必要に応じて、面接等を行う場合があります。）

候補者の選考結果については、5月末頃に通知します。

10 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

知多市環境経済部農業振興課（電話0562-36-2665（直通））

11 その他

受付期間の中間及び終了後に、推薦又は応募に係る提出書類をもとに、推薦者、被推薦者及び応募者に関し、提出書類に記載された事項（住所及び連絡先を除く）、被推薦者及び応募者の数等について、市のホームページ等で公表します。